



# 島根県報

令和4年5月2日(月)  
第 307 号  
(毎週火・金曜日発行)  
<https://www.pref.shimane.lg.jp/>

## 目 次

### 【告 示】

指定納付受託者の指定	(税 務 課)	2
地方税の収納事務の委託の解除	( " )	2
地方税の収納事務の委託	( " )	3
新型コロナウイルスワクチン接種体制支援事業の申請受付及び支払に関連した事務の委託の解除	(感染症対策室)	4
漁船損害等補償法の規定による付保義務の消滅	(水 産 課)	4
大規模小売店舗立地法第6条第1項の規定による大規模小売店舗に係る事項の変更の届出	(中 小 企 業 課)	5
地籍調査の成果の認証	(用 地 対 策 課)	6
急傾斜地崩壊危険区域の指定(2件)	(砂 防 課)	6

### 【公 告】

基本測量の実施	(技 術 管 理 課)	7
---------	-------------	---

**告 示****島根県告示第381号**

地方自治法（昭和22年法律第67号）第231条の2の3第1項の規定により次のとおり指定納付受託者を指定したので、同条第2項の規定により告示する。

令和4年5月2日

島根県知事 丸 山 達 也

## 1 指定納付受託者の名称及び事務所の所在地

- (1) 株式会社ジェーシービー 東京都港区南青山五丁目1番22号
- (2) ユーシーカード株式会社 東京都港区台場二丁目3番2号

## 2 指定納付受託者が納付の委託を受ける歳入等

次に掲げる島根県税等（指定納付受託者が提供するインターネットによる公金支払の方法により納付されるものに限る。）

- (1) 自動車税
- (2) 自動車税種別割
- (3) 個人事業税
- (4) 不動産取得税
- (5) 鉱区税
- (6) 軽油引取税
- (7) 県たばこ税
- (8) ゴルフ場利用税
- (9) 産業廃棄物減量税
- (10) 法人の県民税
- (11) 法人の事業税（地方法人特別税及び特別法人事業税を含む。）

## 3 指定納付受託者の指定をした日

令和4年4月1日

**島根県告示第382号**

地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第158条の2第1項の規定による地方税の収納事務の委託を解除したので、島根県会計規則（昭和39年島根県規則第22号）第31条の3第2項の規定により次のとおり告示する。

令和4年5月2日

島根県知事 丸 山 達 也

## 1 委託を解除した歳入の種類

島根県税（自動車税及び自動車税種別割に限る。2において同じ。）

## 2 委託を解除した者の名称等

委託を解除した者の住所及び名称	委託を解除した事務の内容	委託の解除年月日
東京都中央区日本橋一丁目1番1号 国分グローサーズチェーン株式会社	直営店及び加盟店における島根県税の収納事務	令和3年12月31日

## 島根県告示第383号

地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第158条の2第1項の規定により、次のとおり地方税の収納の事務を委託したので、同条第6項において準用する同令第158条第2項の規定により告示する。

令和4年5月2日

島根県知事 丸 山 達 也

## 1 委託した歳入の種類

次に掲げる島根県税等（2において同じ。）

- (1) 自動車税
- (2) 自動車税種別割
- (3) 個人事業税
- (4) 不動産取得税
- (5) 鉱区税
- (6) 軽油引取税
- (7) 県たばこ税
- (8) ゴルフ場利用税
- (9) 産業廃棄物減量税
- (10) 法人の県民税
- (11) 法人の事業税（地方法人特別税及び特別法人事業税を含む。）

## 2 委託した者の名称等

委託した者の住所及び名称	委託した事務の内容	委託の開始年月日
東京都江東区豊洲三丁目3番3号 株式会社エヌ・ティ・ティ・データ	収納金及び収納情報の取りまとめ、県が指定する金融機関への収納金払込み及び県への収納情報の送付	平成20年4月1日
	モバイルレジによる島根県税等の収納事務	令和3年4月1日
東京都千代田区二番町8番地8 株式会社セブンーイレブン・ジャパン	直営店及び加盟店における島根県税等の収納事務	平成20年4月1日
東京都品川区大崎一丁目11番2号 株式会社ローソン	直営店及び加盟店における島根県税等の収納事務	平成20年4月1日
東京都豊島区東池袋三丁目1番1号 株式会社ファミリーマート	直営店及び加盟店における島根県税等の収納事務	平成20年4月1日
東京都千代田区岩本町三丁目10番1号 山崎製パン株式会社	直営店及び加盟店における島根県税等の収納事務	平成20年4月1日
千葉県千葉市美浜区中瀬一丁目5番1号 ミニストップ株式会社	直営店及び加盟店における島根県税等の収納事務	平成20年4月1日
広島県広島市安佐北区安佐町大字久地665番地の1 株式会社ポプラ	直営店及び加盟店における島根県税等の収納事務	平成20年4月1日
東京都港区港南一丁目8番27号 株式会社しんきん情報サービス	マルチメディアキオスク端末を設置している加盟店における島根県税等の収納事務	平成26年4月1日
東京都千代田区紀尾井町1番3号 PayPay株式会社	電子マネー（PayPay）による島根県税等の収納事務	令和3年4月1日
東京都千代田区内幸町一丁目1番1号 ピリングシステム株式会社	電子マネー（PayPay）による収納金及び収納情報の取りまとめ、株式会社エヌ・テ	令和3年4月1日

	イ・ティ・データへの収納金払込み及び収納情報の送付	
	電子マネー（a u P A Y、d払い）による収納金及び収納情報の取りまとめ、株式会社エヌ・ティ・ティ・データへの収納金払込み及び収納情報の送付	令和4年4月1日
東京都品川区西品川一丁目1番1号 L I N E P a y株式会社	電子マネー（L I N E P a y）による島根県税等の収納事務	令和3年4月1日
東京都千代田区飯田橋三丁目10番10号 K D D I株式会社	電子マネー（a u P A Y）による島根県税等の収納事務	令和4年4月1日
東京都千代田区永田町2丁目11番1号 株式会社N T T ドコモ	電子マネー（d払い）による島根県税等の収納事務	令和4年4月1日
東京都千代田区大手町1-5-5 みずほ銀行株式会社	電子マネー（J-C o i n P a y）による島根県税等の収納事務	令和4年4月1日

#### 島根県告示第384号

地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第165条の3第1項の規定により委託した事務の委託を解除したので、島根県会計規則（昭和39年島根県規則第22号）第56条の2第2項の規定により次のとおり告示する。

令和4年5月2日

島根県知事 丸 山 達 也

##### 1 委託した者の住所及び名称

島根県松江市学園一丁目7番14号

島根県国民健康保険団体連合会

##### 2 委託した支払金等の種類及び事務の内容

新型コロナウイルス感染症緊急包括支援事業（医療分）実施要綱に基づく新型コロナウイルスワクチン接種体制支援事業（個別接種促進のための支援事業に限る。）の申請受付及び支払に関連した事務（県が医療機関等に直接行う支払、交付額の決定に係る審査並びに支払後の精算その他の債権管理及び回収に係る事務を除く。）

##### 3 委託の解除年月日

令和4年3月31日

#### 島根県告示第385号

漁船損害等補償法（昭和27年法律第28号）第113条の2第1項第1号の規定により、次の加入区について、平成30年島根県告示第274号による保険に付すべき義務は、令和4年4月9日限り消滅したので、同条第2項及び漁船損害等補償法施行規則（昭和27年農林省令第18号）第25条の規定により告示する。

令和4年5月2日

島根県知事 丸 山 達 也

1 平田市加入区（漁業協同組合 J F しまね）

2 御津加入区（漁業協同組合 J F しまね）

## 島根県告示第386号

大規模小売店舗立地法（平成10年法律第91号）第6条第1項の規定による届出があったので、同条第3項において準用する同法第5条第3項の規定により、次のとおり告示し、関係書類を縦覧に供する。

なお、この告示に係る大規模小売店舗を設置する者がその周辺の地域的生活環境の保持のため配慮すべき事項について意見を有する者は、この告示の日から4月以内に、次の4に定めるところにより意見を述べるができる。

令和4年5月2日

島根県知事 丸 山 達 也

## 1 届出の概要

## (1) 大規模小売店舗の名称及び所在地

平田ショッピングセンターV i V A 島根県出雲市平田町1708番地1

## (2) 大規模小売店舗を設置する者の名称及び住所並びに法人にあっては代表者の氏名

株式会社ラック 代表取締役 小安 正之 島根県出雲市平田町1708番地1

## (3) 変更しようとする事項

大規模小売店舗において小売業を行う者の氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては代表者の氏名  
(変更前)

小売業者名	住 所	代表者名	備考
(株) 島根イズム	島根県出雲市平田町1708番地1	井上 隆智	
(株) フーズマーケットホック	島根県安来市赤江町1448-1	長谷川 徹	
(有) つぼみ	島根県出雲市国富町823-2	田中 百合子	
(有) 風月堂	島根県出雲市平田町486-1	久家 正義	
(株) アイティオール	島根県松江市浜乃木一丁目14-25-101	手嶋 克己	
西日本補聴器(有)	島根県松江市西津田七丁目1-23	永原 学	
(有) むろや呉服店	島根県出雲市大社町杵築南1017	室家 啓一郎	
高瀬 あゆみ	島根県出雲市平田町1708-1	-	

(変更後)

小売業者名	住 所	代表者名	備考
(株) 島根イズム	島根県出雲市平田町1708番地1	井上 隆智	
(株) フーズマーケットホック	島根県安来市赤江町1448-1	澁谷 仁志	令和4年4月1日 代表者変更
(有) つぼみ	島根県出雲市国富町823-2	田中 百合子	
(有) 風月堂	島根県出雲市平田町486-1	久家 正義	
(株) アイティオール	島根県松江市浜乃木一丁目14-25-101	手嶋 克己	
西日本補聴器(有)	島根県松江市西津田七丁目1-23	永原 学	
(有) むろや呉服店	島根県出雲市大社町杵築南1017	室家 啓一郎	
高瀬 あゆみ	島根県出雲市平田町1708-1	-	
(株) 健菜厨房	島根県出雲市渡橋町1227	北井 加代子	令和4年3月6日 入店

## (4) 変更の年月日

上記小売業者一覧表のとおり

## 2 届出年月日

令和4年4月21日

## 3 届出及び添付書類の縦覧場所

出雲市経済観光部商工振興課（出雲市今市町70）

#### 4 意見書の提出先、意見書に記載すべき事項等

##### (1) 意見書の提出先

松江市殿町1番地 島根県商工労働部中小企業課

##### (2) 意見書に記載すべき事項

ア 氏名及び住所（団体にあつてはその名称、代表者の氏名及び住所、法人にあつてはその名称、代表者の氏名及び主たる事務所の所在地）

イ アの記載事項についての公表の意思の有無

ウ 意見書の対象となる大規模小売店舗の名称及び所在地

エ 意見の内容

オ 意見を述べる理由

##### (3) その他

意見書に記載する氏名は、自署によること。

### 島根県告示第387号

国土調査法（昭和26年法律第180号）第19条第2項の規定により、地籍調査の成果を次のとおり認証したので、同条第4項の規定により告示する。

令和4年5月2日

島根県知事 丸 山 達 也

調査を行った者の名称	調査を行った時期	成果の名称		調査を行った地域	認証年月日
		地籍図	地籍簿		
出雲市	令和2年度～令和3年度	11枚	1冊	乙立 <sup>⑬</sup>	令和4年4月19日
出雲市	令和元年度～令和2年度	11枚	1冊	伊野 <sup>①</sup>	令和4年4月19日
松江市	令和元年度～令和3年度	14枚	1冊	東川津 <sup>⑨</sup>	令和4年4月19日
浜田市	令和元年度～令和3年度	27枚	1冊	西河内3	令和4年4月19日
浜田市	令和元年度～令和3年度	21枚	1冊	門田1	令和4年4月19日

### 島根県告示第388号

急傾斜地の崩壊による災害の防止に関する法律（昭和44年法律第57号）第3条第1項の規定により、次に掲げる土地の区域を急傾斜地崩壊危険区域として指定するので、同条第3項の規定により告示する。

令和4年5月2日

島根県知事 丸 山 達 也

- 1 区域の名称 東生馬町平ノ上（追加）
- 2 土地の表示

平成24年島根県告示第341号（東生馬町平ノ上区域に限る。以下「告示」という。）で指定した標柱8号から10号までを順次結んだ線、告示で指定した標柱8号と次に掲げる地番の土地に存する標柱16号を結んだ線、告示で指定した標柱10号と次に掲げる地番の土地に存する標柱16号を結んだ線により囲まれた区域及び告示で指定した標柱1号と15号を結んだ線、告示で指定した標柱13号から15号までを順次結んだ線、告示で指定した標柱13号と次に掲げる地番の土地に存する標柱17号を結んだ線、標柱17号と18号を結んだ線、告示で指定した標柱1号と次に掲げる地番の土地に存する標柱18号を結んだ線により囲まれた区域

所 在 及 び 地 番	標 柱 番 号
松江市東生馬町平ノ上723番	16号
松江市東生馬町下平166番 2	17号
” 166番 1	18号

### 島根県告示第389号

急傾斜地の崩壊による災害の防止に関する法律（昭和44年法律第57号）第3条第1項の規定により、次に掲げる土地の区域を急傾斜地崩壊危険区域として指定するので、同条第3項の規定により告示する。

令和4年5月2日

島根県知事 丸 山 達 也

- 1 区域の名称 田本
- 2 土地の表示

次に掲げる地番の土地に存する標柱1号から27号までを順次に結んだ線及び標柱1号と27号を結んだ線により囲まれた区域

所 在 及 び 地 番	標 柱 番 号
邑智郡邑南町阿須那298番	1号
” 297番	2号
” 1927番	3号
” 1928番 1	4号
” 1930番	5号
” 422番 4	6号
” 1938番 5	7号
” 1939番 3	8号から11号まで
” 317番	12号及び14号
” 1938番 1	13号
” 316番	15号
” 314番	16号及び17号
” 312番 1	18号及び20号
” 1933番	19号
” 309番	21号
” 305番 1	22号及び23号
” 302番 3	24号
” 300番	25号
” 303番	26号
” 299番	27号

## 公 告

測量法（昭和24年法律第188号）第14条第1項の規定により、基本測量の実施について国土交通省国土地理院長から次

のとおり通知を受けたので、同条第3項の規定により公告する。

令和4年5月2日

島根県知事 丸 山 達 也

- 1 作業種類  
基本測量（航空レーザ測量による高精度標高データ整備）
- 2 作業期間  
令和4年6月1日から令和5年3月31日まで
- 3 作業地域  
邑南町、吉賀町